

判決年月日	平成28年10月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10009号		
○発明の名称を「加湿機」とする発明について、引用発明に基づいて容易に発明をすることができたとして特許を無効とした審決を、容易想到性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2014-800202号事件(本件審判), 特許第4666516号(本件特許権), 特開2006-71145号公報(引用例)

本件は、原告が、本件特許権の請求項1～3に係る発明についての特許を無効にする旨の審決の取消しを求めた事案である。

本件審決の理由の要旨は、本件発明は、引用発明及び引用例2に記載された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであって、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものであるなどというものである。

本判決は、概要、以下のとおり判断して、本件審決における相違点1(本件発明1では、トレイ水位検知部が「水不足の水位」に達したことを検知し、制御部が「前記送風機を回転させている加湿運転中に前記トレイ水位検知部から検知出力を受けたとき、所定時間が経過するまで前記送風機の回転を継続させる」の)に対して、引用発明では、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」が「水面高さが第1の基準位置H1より低くなると」オフになり、CPU10が「タンク挿入部41の水面高さが第1の基準位置H1より下がると、水蒸気発生回路18を介してファン20を停止」する点。)に係る容易想到性の判断には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

(1) 引用発明における「第1の基準位置H1で検知する水位」とは、液体収容部における液量不足の判断基準となる液面高さ(水位)であり、加湿部が適正に加湿空気を生成するために必要な液面高さの下限位置(水位)であって、液面高さ(水位)がそれより低くなったことが検出されると加湿部の動作が停止されるものである。

(2) …引用例2における「一定の水位」は、それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作して加湿空気を生成することができ、それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行わせることを前提とするものであるということが出来る。

(3) 以上によれば、…引用例2の「一定の水位」は、フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」とは水位の性質(それを下回る水位でも加湿機能が適正に動作できるか否か及び加湿機能の動作を行わせることを前提としているか否かという点)において明らかに相違し、かつ、引用発明には、上記性質において共通する「第2の基準位置H2における接点」が既に構成として備わっているにもかかわらず、引用発明において、フ

フロートスイッチ14の「第1の基準位置における接点」を引用例2の「一定の水位」を検知する構成に置き換える動機付けがあるということとはできない。

(4) さらに、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項（それを下回る水位が検出された後も加湿機能の動作を行われせることを前提した「一定の水位」を検出対象とするもの）に置き換えると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」は、液面高さが「第1の基準位置」を下回ったことを検出しても加湿機能を引き続き動作させることになるから、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」に係る構成により奏するとされる、加湿部の動作を自動的に停止して液体収容槽の液体の残量がないときにファンを無駄に動作させることを防止できるという効果は、損なわれることになる。

そうすると、引用発明におけるフロートスイッチ14の「第1の基準位置H1における接点」を、引用例2に記載された技術事項である、「一定の水位」を検知する構成に置き換えることには、阻害要因があるというべきである。